

## 安芸市ゆず振興対策事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和 30 年規則第 11 号。以下「規則」という。）に基づき、安芸市ゆず振興対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第 2 条 市は、本市の中山間地域等における基幹作物であるゆずの栽培面積の維持・拡大又は消費宣伝を図ることを目的として、農業生産者等（以下「事業実施主体」という。）が事業に要した経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費及び補助金額等)

第 3 条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の事業実施主体、補助対象要件、補助対象経費、補助金額等は別表 1 に定めるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第 4 条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1-1 号又は様式第 1-2 号による補助金交付申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助金の交付の決定等)

第 5 条 市長は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、事業実施主体に通知するものとする。ただし、事業実施主体（受益者を含む。）が別表 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 市長は、事業実施主体が別表 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(補助の条件)

第 6 条 事業実施主体は、補助事業により新植、改植又は補植したゆずが存する樹園地については、市長が別に定める場合を除き、当該補助事業の完了の日から起算して 5 年間は、事業実施主体が自ら経営しなければならない。

2 前項に規定する市長が別に定める場合において、当該補助事業により新植、改植又は補植したゆずが存する樹園地を補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の変更)

第 7 条 事業実施主体は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号による補助金変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を変更、中止又は廃止しようとするとき。

(2) 事業実施箇所又は事業実施予定日を変更しようとするとき。

(3) 補助金の交付決定額の増額又は 30 パーセントを超える減額が生じたとき。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書を受理したときは、これを審査のうえ必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、様式第 3 号による補助金変更承認通知書を当該事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助事業で必要があると認めるもの（別表 1 の(2)消費宣伝事業に限る。）について、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする事業実施主体は、様式第 4 号による概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 9 条 事業実施主体は、補助事業後、速やかに様式第 5-1 号又は様式第 5-2 号による補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、第 4 条第 2 項ただし書により補助金の交付を申請した場合は、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した

事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第 6 号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業実施主体がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 事業実施主体が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業実施主体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 事業実施主体が別表 2 に掲げるいずれかに該当するとき。

（情報公開）

第 11 条 補助事業又は事業実施主体に関して、安芸市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 7 条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（雑 則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。